

農地異動（転用等）審査申込書

供	会長	局長	局長代理	係長	担当者
覧					

届出人
譲受人（被設定人）

(住所) _____
 (氏名) _____ ほか _____ 名
 電話 () _____

譲渡人（設定人）

(住所) _____
 (氏名) _____ ほか _____ 名
 電話 () _____

◇、届出（申請）農地

物件の表示 所在地	地番	地目		面積 (㎡)	所有者		耕作者		耕作 年数
		登記	現況		住所	氏名	住所	氏名	

◎ 注意事項

1. 転用届出（申請）をする時は、都市計画法・寝屋川市開発指導要綱等に該当する場合がありますので、先に審査指導課と協議して下さい。
2. 市街化調整区域の転用申請ならびに農地法第3条許可申請については、申請書を提出された翌月の2日前後に部会にて申請者出席のうえ書類審査を行います。日時については、追って連絡いたします。
3. 農地法第3条許可申請に関する内容につきましては、申請書一覧表の（説明）を参照して下さい。
4. 農地の移転および転用に関する申請（届出）等で不明な点は農業委員会事務局へお問い合わせ下さい。

申請代理人の連絡先

(名称) _____
 (担当者) _____ 電話 () _____

* 書類の受付*
 市街化区域内の転用については、随時受付します。
 市街化調整区域内の転用と農地法第3条許可申請については、毎月25日が締切りです。

* 以下記入する必要はありません*

法3条	法4条	法5条	法条
届出	○		
申請			

貸借台帳	
相続税納税猶予	
生産緑地	

現地調査日	年	月	日
時	間	AM/PM:	時 分
担当委員			

寝屋川市本町15番1号 寝屋川市上下水道局3階
 農業委員会事務局 電話072-825-2746(直通)